明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条第四号、第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の環境省令で定める種又は地域を定める省令（**環境**二八）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**四〇三）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**六二）

○除籍の一部が滅失した件（**法務**五五三、五五四）

○原戸籍の一部が滅失した件（**同**五五五）

○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**三九三）

○千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書への締約国の追加に関する件（**同**三九四）

○ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九五）

○パキスタン・イスラム共和国における選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三九六）

○イバイ島太陽光発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とマーシャル諸島共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三九七）

○保安林の指定をする件（**農林水産**一九四九～一九六〇）

○保安林の指定を解除する件（**同**一九六一～一九六七）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**一一三〇、一一三一）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一三二～一一三四）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一一三五）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**一〇一、一〇二）

○道路に関する件（**中国地方整備局**八八～九〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林物資の規格化等に関する法律第十七条の十二第二項の規定に基づく登録の取消し及び認定に関する業務の停止命令に係る公示（農林水産省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○環境省令第二十八号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三条第四号、第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条第四号、第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の環境省令で定める種又は地域を定める省令を次のように定める。

平成二十九年十二月五日

環境大臣　中川　雅治

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条第四号、第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の環境省令で定める種又は地域を定める省令

第一条　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号、第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の環境省令で定める種は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種とする。

第二条　法第三条第四号、第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の環境省令で定める地域は、次に掲げるものとする。

一　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号及び次号において「国立公園」という。）の区域のうち、同法第二十条第三項第十二号又は同項第十四号の規定による環境大臣の指定を受けた区域

二　国立公園の区域のうち、自然公園法第二十一条第一項に規定する特別保護地区

三　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域

四　自然環境保全法第二十二条第一項に規定する自然環境保全地域の区域のうち、同法第二十五条第四項第四号又は同項第五号の規定による環境大臣の指定を受けた区域